

「世田谷区における指定認知症対応型通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する指針」（骨子案）

【総則】

内容	備考
① 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、緊急かつ短期的な利用に限って、宿泊サービスを提供すること。	
② 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った宿泊サービスの提供に努めること。	
③ 居宅サービス計画等に沿って宿泊サービスを提供し、指定居宅介護支援事業者等と必要な連携を行うこと。	
④ 宿泊サービスの提供及び運営に当たっては、建築基準法、消防法、労働基準法その他の法令等を遵守すること。	

【人員関係】

項目	内容	備考
従業者の員数	① 宿泊サービスを提供する時間帯を通じて夜勤職員として介護職員または看護職員を常時1人以上確保すること。 ② 食事の提供時には、食事の介助等に必要な員数を確保すること。 ③ 緊急時に対応するための職員の配置又は提供時間帯を通じた連絡体制の整備を行うこと。	
責任者	① 宿泊サービス従業者の中から責任者を定めること。	

【設備関係】

項目	内容	備考
利用定員	① 指定認知症対応型通所介護事業所等の運営規程に定める利用定員の2分の1かつ9人以下とすること。	
宿泊室	① 宿泊室の定員は、原則として1室あたり1人とし、1室当たりの床面積は7.43平方メートル以上とすること。 ② 個室以外の宿泊室については、利用者のプライバシーが確保されるよう配慮すること。 ③ 利用者の希望等により処遇上必要と認められる場合を除き、男女が同室で宿泊することがないように配慮すること。	
消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	① 消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置しなければならないこと。	

【運営関係】

項目	内容	備考
内容及び手続きの説明及び同意	① あらかじめ利用申込者または家族に、運営規程の概要等サービス選択に資する重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、同意を得て、提供を開始する。	
宿泊サービスの取扱い方針	① 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならないこと。	
宿泊サービス計画の作成	① 宿泊サービスをおおむね4日以上連続する場合には、利用者の心身の状況、希望と環境を踏まえて、指定居宅介護事業者等と連携を図った上で、具体的	

	<p>なサービスの内容等を記載した計画を作成すること。</p> <p>② 計画の内容を利用者・家族に対して説明し、利用者の同意を得て利用者に計画を交付すること。</p>	
食事の提供	<p>① 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供すること。</p> <p>② 利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援すること。</p>	
緊急時等の対応	<p>① 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じること。</p>	
運営規程	<p>① 運営規程には、次の事項を定めること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 事業の目的及び運営の方針 • 従業者の職種、員数及び職務の内容 • サービス提供日及びサービス提供時間 • 利用定員 • 宿泊サービスの内容及び利用料その他の費用の額 • 宿泊サービス利用に当たっての留意事項 • 緊急時等における対応方法 • 非常災害対策 • その他運営に関する重要事項 	
定員の遵守	<p>① 運営規程に定める利用定員を超えて宿泊サービスの提供は行ってはならない。</p>	
非常災害対策	<p>① 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び地域住民等との連携体制を整備し、それらを定期的に宿泊サービス従業者に周知するとともに、定期的に夜間を想定した避難、救出その他必要な訓練を行うこと。</p>	

<p>秘密保持等</p>	<p>① 従業者（であった者を含む）は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。事業者は、正当な理由がなく秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じること。</p> <p>② 指定居宅介護支援事業者等との連携において、利用者等の個人情報を用いる場合は、利用者等の同意をあらかじめ文書により得ておくこと。</p>	
<p>事故発生時の対応</p>	<p>① サービス提供により事故が発生した場合には、区・家族・指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況・事故に際して採った処置について記録する。</p> <p>② 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。</p>	
<p>宿泊サービスを提供する場合の届出</p>	<p>① 届出内容に変更が生じた場合は、区長へ届け出ること。</p> <p>② 区長は、宿泊サービスに係る届出等の内容について、必要に応じて公表できるものとする。</p>	
<p>調査への協力</p>	<p>① 提供した宿泊サービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切な宿泊サービスが行われているかどうかを確認するために区が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うこと。</p>	
<p>記録の整備</p>	<p>① 従業者、設備、備品に関する諸記録を整備しておくこと。</p> <p>② 利用者に対する宿泊サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 具体的な宿泊サービス提供の内容等の記録 • 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 • 宿泊サービス計画 • 苦情の内容等の記録 • 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 	